

富士市省エネ家電製品購入支援補助金 よくある質問(FAQ)

1. 対象者について

Q1-1. 住民登録前の購入は対象になりますか？

住民登録前に購入した場合でも、補助金の申請日において、富士市に住民登録があれば対象になります。

Q1-2. これから市外に引っ越す予定ですが、対象になりますか？

転出前、補助金の申請日において、富士市に住民登録があれば対象になります。

Q1-3. 法人でも申請は可能ですか？

申請できません。個人の方のみになります。

Q1-4. 世帯主でなくても申請できますか？

同一世帯の方であれば申請可能です。ただし、申請は1世帯あたり1回限りです。

Q1-5. 世帯の区別はどのように判断しますか？

住民基本台帳上の世帯で判断します。

2. 補助対象経費について

Q2-1. 購入時に使用した商品券やポイント分は購入費用に含まれますか？

含まれます。

Q2-2. 購入時に付与されたポイントは購入費用から減額されますか？

減額されません。

Q2-3. 同時に購入した対象製品以外の製品(例:テレビ)が値引きされました。この値引きも補助対象経費(対象製品の税抜き本体価格)から差し引く必要がありますか？

同一会計で値引きがあった場合は、何に対しての値引きであるかに関わらず、値引き額を差し引く必要があります。

Q2-4. 税込金額に対して値引きがありました。消費税分の値引き額も補助対象経費(対象製品の税抜き本体価格)から差し引く必要がありますか？

【例】商品代金 100,000 円(税込) ⇒ 90,909 円(税抜・対象経費)

90,909 円(対象経費) - 値引き額 10,000 円[9,090 円+910 円(消費税分の値引き額)]
=80,909 円？

消費税分の値引き額は、対象経費から差し引く必要はありません。税込総額から値引き分を差し引き、そのうえで税抜き金額(対象経費)を算出してください。

【例】税込総額 100,000 円 - 値引き 10,000 円 = 90,000 円

⇒ 税抜き金額【対象経費】81,818 円

Q2-5. 5万円以下の製品も補助対象になりますか？

対象経費が 5 万円以下の場合は、補助対象になりませんが、合算して 5 万円以上になる場合は、補助対象になります。

【例】エアコン本体代 48,000 円[税抜]

⇒ × 補助対象外

エアコン本体代 48,000 円[税抜] + 冷蔵庫 30,000 円[税抜] = 78,000 円[税抜]

⇒ ○ 補助対象 (補助額 10,000 円)

3. 補助対象要件について

Q3-1. 事務所や別荘に設置する機器は対象になりますか？

対象になりません。家庭で使用するものに限ります。

Q3-2. ハウスメーカーや工務店を通じて購入した場合も対象になりますか？

市内に事業所・営業所がある場合は対象になります。

4. 対象製品について

Q4-1. 「省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)」に掲載されていない製品については補助対象になりませんか？

エアコンの場合は省エネ基準達成率 100% (目標年度 2027)、冷蔵庫・冷凍庫の場合は省エネ基準達成率 100% (目標年度 2021) の省エネ性能評価であれば対象になります。その場合、省エネ基準達成率が確認できるカタログ等のコピーを申請書に添付してください。

Q4-2. 購入した対象製品の納品が申請期間外(10 月 1 日以降)になりますが、納品前に申請できますか？

申請には「メーカー（製造事業者）が発行した保証書の写し」が必要になります。保証書が遅れて納品される家電に同梱されている場合、申請に必要な書類が揃わず、申請できませんのでご注意ください。

5. 書類の提出について

Q5-1. 申請書類はどこで手に入りますか？

富士市ホームページからダウンロードいただくか、市役所2階の受付窓口、または市役所10階の環境総務課で配布しているものをご利用ください。

6. その他

Q6-1. 申請から補助金が振り込まれるまで、どれくらいの時間がかかりますか？

申請書類に不備がなければ、書類が到着してから 1～2 か月程度で指定口座に振り込む予定です。